(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年九月三十日
(七)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月三十日　関東地方整備局長　西澤賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十六号
(三)　占用を制限する区域

区域	備考
八王子市緑町九三五番一八から同市緑町九二〇番六まで	

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年十月一日
(七)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月三十日　関東地方整備局長　西澤賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十号
(三)　占用を制限する区域

区域	備考
東京都世田谷区松原二丁目六六〇番二地内	

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年十月一日
(七)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

資　料

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた令和７年度の令和８年７月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

令和８年９月30日　財　務　省

１　一　般　会　計

(1)　歳　入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	80,698,000,000	7,996,977,361 14,552,913,703	61,672,715,366	84,222,606,431	3,524,606,431	104.3
租税	79,668,000,000	7,991,989,008 14,552,957,764	60,628,861,399	83,173,808,173	3,505,808,173	104.4
所得税	24,659,000,000	3,680,471,087 145,539,177	21,430,509,487	25,256,519,752	597,519,752	102.4
法人税	19,596,000,000	827,551,527 9,183,798,317	11,733,641,851	21,744,991,696	2,148,991,696	110.9
相続税	3,693,000,000	244,251,619 261,119,786	3,353,883,733	3,859,255,139	166,255,139	104.5
消費税	25,543,000,000	2,660,766,262 4,653,294,431	18,713,689,588	26,027,750,282	484,750,282	101.8
酒税	1,112,000,000	178,248,034 89,208,459	842,219,572	1,109,676,066 △	2,323,933	99.7
たばこ税	953,000,000	133,817,447 133,654	878,022,552	1,011,973,654	58,973,654	106.1
揮発油税	1,800,000,000	121,891,559 99,399,786	1,626,657,039	1,847,948,385	47,948,385	102.6
石油ガス税	4,000,000	301,965 270,289	3,452,336	4,024,591	24,591	100.6
航空機燃料税	40,000,000	3,272,131 1,218	36,224,887	39,498,237 △	501,762	98.7
石油石炭税	601,000,000	56,710,207 67,119,898	456,822,128	580,652,234 △	20,347,765	96.6
電源開発促進税	307,000,000	25,760,825 —	285,828,095	311,588,920	4,588,920	101.4
自動車重量税	407,000,000	15,833,644 19,722,780	367,555,340	403,111,766 △	3,888,233	99.0
国際観光旅客税	49,000,000	4,490,382 4,495,937	49,105,168	58,091,487	9,091,487	118.5
関税	895,000,000	38,617,669 28,854,025	842,179,539	909,651,234	14,651,234	101.6
とん税	9,000,000	4,645 —	9,069,446	9,074,092	74,092	100.8
地価税	—	— —	631	631	631	—
印紙収入						
印紙収入	1,030,000,000 △	4,988,353 44,061	1,043,853,966	1,048,798,258	18,798,258	101.8